

令和8年度採用 逗子市会計年度任用職員採用試験案内

受付期間	随時募集
------	------

■■ 試験の目的 ■■

この試験は令和8年度会計年度任用職員の採用を目的としています。今回の採用試験は、通年勤務を対象とした試験になります。

なお、採用に当たっては、採用候補者名簿（名簿の有効期限は最終合格決定日から令和9年3月31日までとします。）を作成します。

■■ 職 種 ■■

募集職種	仕 事 の 内 容	募集人員
特 別 支 援 補 助 教 員	学校長の監督の下において、教育相談コーディネーターの行うべき職に従事する業務	若干名

■■ 受験資格 ■■

教員免許状を有する者。

※次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い当該失効の日から3年を経過しない人
- ⑤ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

■■ 試験の日時、場所及び科目 ■■

実 施 日	随時（詳細は、申込者に個別に通知します。）
実 施 場 所	逗子市役所5階会議室
試 験 科 目	面接試験

■ ■ 合格発表 ■ ■

- (1) 試験の結果については、可否にかかわらず文書で通知します。
- (2) 電話による問い合わせはお断りします。
- (3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。
- (4) 合格から採用まで
 - ① 最終合格者発表は、面接試験実施後、速やかに行います。
 - ② 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、採用の必要が生じた場合にその名簿登載者中成績上位の方から、順次採用となります。
 - ③ 名簿登載期間は、最終合格決定日から令和9年3月31日までです。
 - ④ 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
 - ⑤ 面接試験合格者については、健康診断書を提出していただき、その結果によって最終可否を決定します。(健康診断に必要な経費は受験者の負担になります。健康診断書については、必要な内容を具備している場合は指定様式でなくても可能です。)

■ ■ 勤務条件（令和8年10月15日現在） ■ ■

- (1) 任 期
採用の日から令和9年3月31日まで(通年採用)
ただし、長期休業期間は、勤務がありません。
- (2) 再度の任用について
原則2年間まで、人事評価等により、再度の任用を可能とします。3年目には、試験又は選考を実施します。
(例) 令和8年度新規採用

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
勤務 年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
試験実 施年度			年度中に 試験実施			年度中に 試験実施
採用又 は再度 の任用	試験によ る採用	前年度の 人事評価 による再 度の任用	前年度の 人事評価 による再 度の任用	試験によ る再度の 任用	前年度の 人事評価 による再 度の任用	前年度の 人事評価 による再 度の任用

- (3) 条件付き採用について
一定の期間勤務し、その間、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります。
期間は原則として1ヵ月間になります。その間の勤務成績が良好でない場合は、正式採用されない場合があります。
- (4) 勤務時間
原則、8:30～17:15の間で週20時間以内(週5日以内) 月～金曜日の平日勤務になります。
※勤務日及び曜日の事前指定はできません。
※勤務場所は逗子市立小・中学校8校のうち1校となります。勤務先は選べません。

- (5) 休日・休暇
年次休暇、特別休暇(夏期休暇等)等が付与されます。

(6) 報酬

職種	勤務時間	報酬月額
特別支援補助教員	週20時間以内	148,000円

(令和8年10月15日現在)

※逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。

※令和8年10月15日現在のため、変更になる場合があります。

(7) 職歴加算について

募集する職は、特別の業務に従事する職として報酬を定めており、再度の任用を行う場合等でも、会計年度任用職員としての職歴等に応じた職歴加算はしません。

(8) 諸手当について

期末勤勉手当、通勤手当等が支給要件に応じて支給されます。

※通勤手当は、通勤距離が2km以上あり、かつ、交通手段を利用する場合など、市の基準により支給します。

※期末勤勉手当の支給は週15.5時間以上の勤務などの諸条件があります。社会保険等公立学校共済組合健康保険・厚生年金保険の対象にはなりません。

(9) 社会保険等

社会保険は、任用条件等により該当する場合、公立学校共済組合健康保険・厚生年金保険への加入となります。

(10) 労働保険

雇用保険法によります。

(11) 災害補償

労災補償保険法又は、市の公務災害補償条例によります。

(12) 服務等について

服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。

■■ 受験手続 ■■

(1) 申込方法

(ア) 提出書類

申込書・履歴書

(イ) 申込方法

提出書類の所要事項を記入し、受験者本人が直接持参又は郵送してください。

(ウ) 受付期間

随時受付

※ 申込書・履歴書には、写真(最近3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもので、縦4cm×横3cmの大きさのもの)を必ず貼って提出してください。

※ 書類不備の場合は、受付できません。

※ 提出期限を過ぎた場合は、受付できません。

(2) 受付場所 時間

逗子市役所5階 教育部学校教育課 午前8時30分～午後5時

※ 土・日・祝日及び正午～午後1時は除く。

所在地 逗子市逗子5-2-16 電 話 046(873)1111 内線529

■■ 提出書類の記入上の注意 ■■

(1) 申込書・履歴書は、※印の欄を除きすべての欄に記入してください。

(2) 記入には、黒又は青の万年筆かボールペンを用いてください。

- (3) 学歴欄は、最終学歴については必ず記入してください。学歴欄の年月日については、年月のみの記入でも構いません。

■■ 注意事項 ■■

- (1) 試験に対する問い合わせは、前記の受付場所にしてください。
- (2) 身体の障がい等のため受験に際し配慮が必要な方は、必ず事前にご相談ください。
- (3) 受験の際には、必ず受験票とボールペンを持参してください。
- (4) 提出された書類は、お返しいたしません。
- (5) 面接試験はすべて日本語での質問・応答になります。

■■ 試験に関する問い合わせ先 ■■

逗子市教育委員会 教育部学校教育課

046-873-1111 内線 529